

諮詢番号：令和2年度 諒問第5号

答申番号：令和2年度 答申第6号

答 申 書

第1 本審査会の結論

有効期間の始期を令和2年1月11日とすることを求める本件処分に係る審査請求には理由があるから、裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当とはいえない。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

令和2年1月11日、請求人の子（以下「本件児童」という。）が小児慢性特定疾病（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第1項の小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）と診断されたことから、請求人は、同日、札幌市○区保健福祉部健康・子ども課（以下「保健センター」という。）に電話連絡したものの、連絡がつかなかった。

処分庁の都合で申請の意思表示の機会を奪われたのであり、本件処分（処分庁が請求人に対して行った、有効期間の始期を令和2年1月17日とする小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）をいう。以下同じ。）は、法及び関係通知における小児慢性特定疾病対策事業の理念及び目的に沿ったものとはいえないことから、断じて認めることはできず、本件処分を取り消し、有効期間の始期を同月11日とした支給認定をすることを求める。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

(1) 法第19条の3第8項の「申請のあった日」とは、申請の意思表示を行政庁が了知し得る日と考えるべきである。

(2) 保健センターが、請求人の申請意思を了知し得る日は、請求人が保健センターに電話をかけたが応答のなかつたとする令和2年1月11日ではなく、本件児童に係る支給認定の申請（以下「本件申請」という。）に係る相談を保健センター

の窓口で初めて受けた同月 17 日であることから、有効期間の始期である申請のあった日は同日である。

(3) 令和 2 年 1 月 11 日は土曜日であり、本市の機関の執務は原則として行わないものとされていることから、保健センターが土曜日に電話応対を行わなかったことに何ら問題はない。

よって、本件処分は法第 19 条の 3 の規定に基づき行われたものであり、何ら違法又は不当な点はない。

第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和 2 年 1 月 17 日、請求人は、本件申請について保健センターに相談した。

保健センターの担当職員は、請求人が本件申請に必要となる医療意見書（法第 19 条の 3 第 1 項に規定する診断書をいう。以下同じ。）を持っていないことから、同項の指定医に対し、小児慢性特定疾病に該当するか確認の上、医療意見書を記載してもらえたなら提出するよう案内した。

その際、支給認定の有効期間の始期となる申請のあった日は、令和 2 年 1 月 17 日となることを説明した。

これに対し、請求人からは、本件児童が同月 11 日に病院を受診し、小児慢性特定疾病と診断されたため、同日に保健センターに架電したものの、呼出音が鳴るだけで応答がなかったとの説明があり、有効期間の始期を、初診日である同日からと認定してもらいたいとの申入れがあった。

なお、同日は土曜日であったため、保健センターの執務を行わない日であった。

当該申入れに対し、保健センターの担当職員は、有効期間の始期の取扱いについて説明の上、有効期間の始期は、電話をかけたという令和 2 年 1 月 11 日ではなく、同月 17 日となることを再度説明した。

イ 令和 2 年 1 月 20 日、請求人は、本件児童に係る医療意見書（以下「本件診断書」という。）を添付の上、申請の日付を初診日である同月 11 日と記載した本件申請に係る申請書を提出した。

- ウ 令和2年3月9日、処分庁は、本件処分を行い、請求人に対し通知した。
- エ 令和2年5月21日、請求人は、本件処分に係る審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（2）判断

- ア 法第19条の3第8項の「申請のあった日」とは、申請の意思表示が行政庁の了知し得る状態に置かれた日と考えることが適当である。
- イ 保健センターが、請求人の申請意思を了知し得る日は、本件申請に係る相談を保健センターの窓口で初めて受けた令和2年1月17日であると認定することが相当であることから、同日を有効期間の始期である申請のあった日としたことに違法又は不当な点は見当たらない。
- ウ 申請に必要な医療意見書が整っていなかったものの、請求人から申請の意思表示があり、それを受け付けた令和2年1月17日を申請日と認定した処分庁の判断は、申請者の不利にならないよう措置を講じたものと認めることができる。

よって、本件処分は、法及び関係通知に照らして適法かつ適正に行われたものであると認められることから、請求人の主張は失当である。

2 審理員審理の経過（日付は、令和2年）

6月2日	審査庁（札幌市長）が、本件請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
6月26日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
7月17日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
7月31日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
8月7日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1（2）と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和2年）

8月21日	審査庁が、本審査会に諮問
10月8日	第1回調査審議（令和2年度第6回札幌市行政不服審査会）
10月15日	第2回調査審議（令和2年度第7回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

小児慢性特定疾病にかかっている児童等の保護者は、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、医療意見書を添えて、都道府県に申請しなければならないとされており（法第19条の3第1項）、都道府県は、当該児童等が小児慢性特定疾患にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾患の状態が法第6条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、支給認定を行うものとされている（法第19条の3第3項）。

支給認定は、厚生労働省令で定める1年以内の必要な期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する（法第19条の3第6項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の21）とともに、支給認定はその申請のあった日に遡ってその効力を生ずるとされており（法第19条の3第8項）、都道府県は、支給認定をしたときは、支給認定の有効期間を記載した医療受給者証を交付しなければならないとされている（同条第7項）。また、支給認定の有効期間の始期については、小児慢性特定疾患医療費支給認定実施要綱（小児慢性特定疾患医療費の支給認定について（平成26年12月3日雇児発1203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙。以下「厚労省要綱」という。）第7の1(3)において、「申請の受理日」とされており、同要綱を受けて札幌市が定めた札幌市小児慢性特定疾患医療費支給認定実施要綱（令和元年6月25日保健福祉局医務監決裁。以下「札幌市要綱」という。）第7条第1項第3号においても同様に定めていることが認められる。

一方、申請については、厚労省要綱第6の1(3)において、「指定医が医療意見書の作成に日時を要する場合には、あらかじめ支給認定申請書だけでも受理する等申請者の不利にならないような措置を講じるもの」とされ、小児慢性特定疾患対策Q&A（厚生労働省作成）2-11においても、「申請の書類が整っていない場合等においても、申請の意思表示がありそれを受け付けた日をもって申請日とすることは可能。申請の意思表示は、電話等において受け付けることも可能と考える」とされていることが認

められる。

なお、都道府県が処理することとされているこれらの事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市においては、当該指定都市が処理するものとされている（法第 59 条の 4 第 1 項、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 45 条第 1 項、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項第 1 号及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 26 第 1 項）。

また、地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定により、地方公共団体の休日は条例で定めることとされており、同条第 2 項により、当該休日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）並びに年末又は年始における日について定めるものとされている。札幌市では、これらの規定を受けて、札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）を制定しており、同条例第 1 条において、日曜日及び土曜日、祝日法による休日並びにこれらの日以外の 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を札幌市の機関の執務を原則として行わないものと規定している。

そこで、本件についてみると、処分庁は、請求人からの本件申請に係る相談を保健センターの窓口で初めて受けた令和 2 年 1 月 17 日を支給認定の有効期間の始期として本件処分を行ったことが認められる。

前記のとおり、法においては、支給認定の有効期間の始期は「申請のあった日」とされているが、この「申請のあった日」については定義されていない。一般的に、申請とは、自己に対し何らかの利益を付与する処分を行政庁に求める行為（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号）であることから、申請があったというためには、その意思を外部に表示することが必要である。また、意思表示については、民法（明治 29 年法律第 89 号）に定めがあり、他に特別の定めがない場合、同法の規定が適用されると解すべきところ、同法（平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの）第 97 条第 1 項においては、隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずるとされている（到達主義）。

このことは、行政手続法第 7 条において、申請に対する審査及び応答義務が行政庁に生じるのは、当該申請が行政庁の事務所に到達したときと定められていることと整合するものである。また、厚労省要綱及び札幌市要綱の定めも、これらの内容に適合することが認められる。

この点、請求人は札幌市の機関の執務を原則として行わないものとされている土曜日である令和2年1月11日に保健センターに架電したものの、呼出音が鳴るだけで応答がなかったとのことであるが、このことは、実態として申請の意思表示が保健センターに到達しておらず、そもそも申請の意思表示自体についてもあったものと認めることも困難である。

しかしながら、支給認定の有効期間の始期を定める法第19条の3第8項の規定について、例外を許容する定めはなく、厚労省要綱等においてもそのような解釈が示されているものではないものの、同項の規定は一般的な小児慢性特定疾病医療費における手続の流れを想定したものであり、本件のように初診から手術に至るまでの時間的間隔が極めて短く、申請を行おうとしたものの実際に行なうことが事实上不可能である場合にまで例外なく厳格に適用することを求めるものと解することは、児童の健全育成の観点から、長期にわたり療養を必要とし、療養のために多額の費用が必要となる患者の家庭の負担軽減につながるよう、医療に要した費用について支給するとした小児慢性特定疾病医療費制度の趣旨に反するものといわざるを得ない。

この点、本件を具体的にみると、本件児童が小児慢性特定疾病との診断を受けたのは令和2年1月11日であるところ、請求人の置かれた状況及び主張を合理的に解釈すると、請求人が同日に保健センターに電話をかけたものと推認でき、同日が札幌市の休日ではない日であれば、小児慢性特定疾病対策Q&A2-11に照らすと、本件申請の意思表示が保健センターに到達していたであろうと考えられる。ところが、令和2年1月11日は土曜日であり、その翌日の同月12日は日曜日、さらにその翌日の同月13日は祝日法による休日であったため、これらの日に本件申請を行うことは事实上極めて困難であったこと及び同月11日が初診日であり同日前に本件申請を行うことは現実的に不可能であったことが認められる。加えて、同月14日及び16日には本件児童の手術が行われており、同月15日は第1回目の手術の直後で、かつ、第2回目の手術の直前であったことが認められる。このように、初診日から3日間は保健センターの執務が行われておらず、その直後に短期間で2度の手術が行われるという時間的余裕のない状況や、未成年の我が子が初診から間もなく2度も手術を受けなければならないという緊急事態ともいえる事態に直面した本件児童の保護者の心理的状況を考慮すると、令和2年1月11日から同月16日までの間に本件児童の保護者が本件申請を行うことは事实上不可能であり、そのことについて請求人の責めに帰すべき

事由はなかったと認めることが相当である。このような状況の中、令和2年1月17日に請求人が本件申請について保健センターに相談したことは、本件申請が事実上可能となった後に直ちに保健センターに相談を行ったものであると認められるものである。

したがって、本件児童の初診日に本件申請を行おうとしたものの、同日から2度目の手術日までの間に本件申請を行うことは、請求人の責めに帰すべからざる事由により事実上不可能であって、本件申請が事実上可能となった後に直ちに本件申請の意思表示を行ったものと認められる本件においては、本件児童の初診日であり、請求人が保健センターに電話をしたとする令和2年1月11日に申請があったものと取り扱うべきである。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長) 岸本太樹
委員 林 賢一
委員 片桐由喜